

## 平成25年度第3回京都市子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会 会議録

1 日 時 平成25年8月29日（木）午後6時30分～午後8時30分

2 場 所 こどもみらい館 第1研修室

3 出席委員 （五十音順，敬称略）

植村，岡田，小倉，小塩，川村，小町，竹本，富樫，中川，中村，長屋，  
林，水野，宮本，山本，吉原

### 4 次 第

諮問

- (1) 子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する具体的方策及び条例の見直しについて
- (2) 市民公聴会及び市民フォーラムの開催等について
- (3) その他

### 5 会議録

諮問

京都市子育て支援政策監から会長へ諮問書が手渡された。

子育て支援政策監

諮問理由を読み上げさせていただく。

「子どもを共に育む京都市民憲章」の制定（平成19年2月）から6年，また，「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」（以下「条例」という。）の施行（平成23年4月）から2年余りが経過した現在，本憲章の理念に基づく様々な市民活動が実践され，市民の行動の輪は着実に広がりを見せています。また，本市においては，平成22年3月に策定した「京都市未来こどもプラン」に基づき，地域ぐるみで子育てを支え合うまちづくりのため，様々な施策を展開しております。更には，国や京都府においても，児童虐待やいじめの防止，児童ポルノの規制，携帯電話等の適切な利用に係る法整備が進められるなど，子どもたちを健やかに育むための環境づくりに一定の前進も見られます。

しかしながら，本憲章の存在を知らない市民もいまだ数多く，憲章の理念が家庭，地域，学校，企業，行政など社会のあらゆる場に浸透するには至っておりません。また，地域や家庭における養育力の低下や子育て家庭の孤立化の傾向，児童虐待やいじめ，インターネットの不適切利用の課題など，子どもや子育て家庭を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。こうした状況を背景に，本年6月，人づくり21世紀委員会からも，本憲章の更なる普及等を求める提言をいただいたところです。

そこで，本憲章の理念を広めるとともに，一層の実践推進を図るため，条例第28条及び第31条に基づき，諮問を行うものです。

以上，よろしくお願いします。

会長

諮問いただいた内容について審議し、推進協議会として、年内に「答申」を取りまとめることになる。各委員におかれては、御協力をよろしくお願いしたい。

(1) 子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する具体的方策及び条例の見直しについて

事務局

(参考資料 2 及び参考資料 4 に沿って、今後のスケジュール及び条例制定時の論点について説明)

本日を入れて今後計 5 回の推進協議会で御議論いただく予定としている。また、並行して、関係団体からの意見聴取や市民公聴会、市民フォーラム等を行い、市民ぐるみの議論を喚起し、市民の皆様の意見をいただいたうえで、年内に推進協議会として「答申」をまとめていただく予定である。

条例制定時には、参考資料 4 の「答申」の 1 ページ目の 3 点を主な論点として、御議論いただいた。(論点読み上げ)

(資料 2、資料 3 及び資料 4 に沿って、憲章の実践の推進に関する具体的方策及び条例の見直しについて説明)

前回、委員の皆様からいただいた御意見や、人づくり 21 世紀委員会からの提言等を踏まえ、事務局で、「論点整理案」を作成した。これをたたき台として、条例制定時の議論も踏まえ、本日第 3 回推進協議会と、次回第 4 回推進協議会で御審議いただき、その議論を市民公聴会につなげていくという流れで考えている。

会長

愛称及び新ロゴマークの設定について、御意見や御質問はいかがか。

委員

応募について、問題はないと思う。例えば京都市の花であるとか、京都市にまつわるマークを取り入れるようにしてはどうか。また、大学や高校の美術コースの方に、応募を働きかけることは良いと思う。

事務局

憲章の理念が伝わるような愛称・ロゴマークを作成していただけたらと思う。そのため、作品の応募の際に、その愛称・ロゴマークに込めた憲章に関する思いについても、併せて記載していただこうと考えている。

委員

応募資格について、このような募集をすると全国から応募があると思うが、応募資格の中に「京都市との縁」や「京都市への思い入れ」という文言を加えたら面白いの

ではないか。

委員

「京都大好き」でもよいのではないか。

会長

愛称・ロゴマークの募集については、本日、皆様の御承認をいただかないと、次のステップに進めない。当初の事務局案は、「特に対象について定めない」としていたが、委員から「京都市在住」までは難しくても、「何か京都市に思い入れがある」や「京都大好き」という文言を入れてはどうかという意見が出たが、そういう文言を入れることは事務局としていかがか。

事務局

積極的な御意見ありがたい。それで作業をさせていただこうと思う。

会長

最終的な表現は、事務局にお任せいただくとして、「京都に縁がある、好きである」、そのようなニュアンスを文言として加えるということで、よろしく願いしたい。

委員

ロゴマークについて、学校便り等への掲載等を通じ、学校現場では一定程度定着しているように思う。理念に結びつくような方向性・イメージを事務局で意図されていたら教えていただきたい。

事務局

ロゴマークについて、事務局で意図しているものはない。一方で、現在のロゴマークを超える作品の応募がない可能性もある。その場合は、選考時に最優秀作品の該当なしとしていただくこともあり得と考えている。

副会長

現在のロゴマークは、確かに印象的でずっと使っていた経緯もある。例えば、現在のロゴマークも従来どおり使用し、併せて新しいロゴマークも使用するという考え方はいかがか。

委員

現在のロゴマークは、過去に募集した作品なのか。経緯を教えていただきたい。

事務局

募集した作品ではない。憲章の制定時、京都市が作成したものである。

委員

子どもからお年寄りまで皆で一緒に取り組もうという意図で作られた作品と理解しているが、変更することについて問題はないのか。

事務局

問題はないと考えている。

会長

この取組については、まず愛称の募集から検討が始まり、その愛称のイメージに合うロゴマークを作成してはどうかと事務局で企画されたかと理解している。

応募についても、愛称だけ応募される方やロゴマークだけ応募される方、愛称とロゴマークのセットで応募される方、複数のケースがあると思う。憲章の理念を御理解いただいているような愛称・ロゴマークを、最終的に皆様に評価していただいて決定していくという流れになると理解いただければと思う。

委員

憲章の正式名称は残るので、正式名称を使う時は今まで使用していたロゴマークを併せて使用し、愛称を使用する時はその愛称に合う新しいロゴマークを併せて使用してはどうか。

会長

愛称・ロゴマークが決定した時点で、今後の使用ガイドラインを皆様で議論していただきたい。

次に、愛称及びロゴマークの設定以外の「憲章の普及のための取組」について御意見や御質問はいかがか。

委員

前回の推進協議会で、京都市民憲章の歌に関する話題が出ていた。私自身、小学校の時に習い、今でも覚えている。歌には力があると思う。

副会長

京都市児童館学童連盟では、以前から憲章の歌「For Children/子どもたちのために」を作成している。今から歌を流すのでお聞きいただきたい。

<歌の試聴>

なかなかよい歌だと自負しているが、いかがか。京都市では、全ての児童館にこの歌のCDを配布しているが、児童館以外では普及できていない実情がある。歌は、子どもにも大人にもなじみやすいので、この機会に改めて普及できたらと思っている。

皆様に広めていただくのもひとつの方法。実は本日、皆様に1枚ずつCDを御用意している。各団体に持ち帰りいただき、御検討いただきたい。また、新しい歌を作るのもひとつだと思う。率直な御意見をお聞かせいただきたい。

会長

副会長から御提案があった。お手元のCDをお聞きいただいて、活用していこうとすることであればそのような形で検討していくなど、次回の推進協議会で御意見をお聞かせいただきたい。

委員

京都市市民憲章の歌は、憲章の内容を歌詞としてアピールしている。子どもを共に育む京都市市民憲章のこの歌は理念を歌にしている。若干異なるが、方向性は同じであると思う。

委員

本日、初めてこの歌の存在を知った。子どもに関わる関係機関・公共施設の職員の中には憲章の内容を知らない方も多いので、公共施設の職員を対象に、憲章の理念・内容を学べるような研修等を実施していただければと思う。

事務局

行政組織としては、憲章の推進体制は、保健福祉局と教育委員会事務局の2つの部署が中心としている。その中で、京都市職員、教職員、新規採用職員に率先して憲章の理念の周知・啓発に十分に取り組めなかったのは事実。資料2の論点5の御議論につながると思うが、京都市の全施策に憲章の理念を生かしているかどうかについても御議論いただき、それを受けて改めて京都市内部でも議論していきたいと思う。

また、京都市職員の研修や児童館以外の施設職員の研修でも、憲章を取り入れていただければと思う。

事務局

教職員の採用時の研修では取り組んでいる。

委員

児童館学童連盟が作成された歌のように、子どもが歌を口ずさまると、保護者も覚えるのではないかな。歌はとても良い方向性だと思う。その際、歌詞が大事。憲章の理念を表すキーワードになる言葉が歌詞の中にあるとよい。また、ひとつしか歌がないのではなく、理念を浸透させるための歌や児童館の歌など、色々な歌に乗って理念や目指す姿が伝わることはよい取組かと思う。愛称もあり、ロゴマークもあり、歌もあり、さらにイメージキャラクターのようなものがあったもよいのではないかな。

会長

貴重な御意見をいただいた。更に御意見があれば事務局に御連絡いただくか、次回の推進協議会で御発言をお願いする。

次に、資料２の「２ 緊急の対策について」、御意見や御質問はいかがか。

委員

緊急の方策について、規制や罰則の導入が挙げられているが、法律の観点から懸念材料について２点述べさせていただく。１点目は、明確性の原則。例えば、いじめについて、何がいじめなのか明確にする必要がある。また、罰則を導入するのであれば、どういった行為が罰則に該当するか、一般人が明確に理解できるようにする必要がある。２点目は、法律の趣旨を逸脱することがあってはならないということ。法律で罰則を規定していない行為に関し罰則を導入すると、法律の趣旨を逸脱することになり得るので、厳密に精査する必要がある。

もちろんできるところは、全国に先駆けて実施していけば良いと思う。

事務局

御指摘のとおり、憲法や法律その他の制限がある中で、条例でどこまで規定できるかについて、慎重に議論する必要があると考えている。

会長

規制や罰則についての議論に当たっては、社会的にこういうことが問題で、それを食い止めるためにはどのような方策が必要かをまず検討しなければ、規制・罰則の論点に入らない。

憲章の条例化に際して７つの緊急の方策を挙げているが、これ以外の課題があるかどうか。更に、これらの課題への対策について、現行の条例で十分に対応できているのか、そういう視点の御意見をいただければと思うがいかがか。

委員

先ほどの委員の御発言と関連して、議論を進めていくにあたって留意すべきことを２点発言させていただく。１点目として、この条例は総合条例として位置づけ認識されているが、条例に関する共通認識を委員の間でしっかり共有し、とりわけ他の法令や個別条例との違いについての認識をしっかり持って議論すべきではないかと思う。２点目として、条例についての見直しに関して、自由に御発言していただければよいが、どの条文にどういった文言を加えるべきかを踏まえて御発言いただければと思う。

この条例の見直しは、市会に上程されるので、どうして見直したのか、市民の納得を得ることが条件になるので、その辺りを踏まえて御提案いただきたい。

委員

７つの課題のうち薬物乱用対策について、前回配布の資料によると、全国統計であ

るがシンナー等の薬物事犯の送致件数は減少傾向にある。また。大山委員の意見でも未成年者の薬物乱用，喫煙率は減少傾向とある。京都市内でも同様に減少傾向であれば，一旦緊急課題から落としてもよいのではないか。緊急課題が増えるばかりでは，課題がぼやけるのではないか。

#### 事務局

シンナー事犯等は減っているが，脱法ドラッグ，脱法ハーブというように形を変えて，出回っており，必ずしもこれが解決に向かっているとは言えないと考えている。

#### 委員

問題が「緊急か」「重要か」という2つの切り口がある。薬物乱用について「緊急に対応せねばならないかどうか」という観点からの御発言と伺っていた。同じように7つの課題を見ていくと，緊急に取り組まなければならないのか，重要だから取り上げているのかが混在しているように思われる。また，緊急の方策と言うからには，緊急に対応したのがどうであったのか報告されるべきであり，それがあって，なお緊急に取り組むべきか，又は緊急度は下がったので取り下げても良いのかを議論できる。その資料がないので議論しづらい。また，緊急課題と言いながら，非常に観念的，包括的な表現である。確かに行政に対しては一定のしほりとなり，条例に規定があるので取り組まなければならないということで，後押しとして機能している面はあると思うが。緊急課題について，何に取り組まれ，どのような成果かがあり，どう変化があって，なおかつ緊急性があるのかないのかを押さえたうえで改定の議論がされるべきだと思う。

#### 会長

この辺りは，推進協議会としても3年間を振り返って検証していくべき視点であると思うので，次回会議で御議論いただけるように，整理をしてまいりたい。

#### 会長

次に「3 ソーシャルメディアの適切な利用を促進するための取組について」，事業者への働きかけに関する部分を含め，御意見や御質問はいかがか。

#### 委員

ソーシャルメディアの適切な利用に関する取組については，必要だと思う。理解が十分な人，まだまだ理解が不十分な人，様々な人がいる中で，全員に理解していただくには，どのようにしたらよいかが議論のポイントだと思う。

#### 委員

保護者が，どのように情報を得たらよいのかがポイントだと思う。保護者は，学校から得られる情報を頼りにしているが，学校や地域によって情報の優先順位があり，

時にはインターネット問題に関する情報が届かない学区や地域があるのではないか。京都市として、これは絶対に伝えなければならない情報と決めた上で、全ての学校に伝えていってはどうか。そうしなければ各学校・地域の判断になってしまう恐れがある。

#### 委員

中学校の生徒指導が様変わりしている。今までの人間関係は、相手が目の前にいたが、今は、相手が見えない中で子どもたちはとても気を張っている。今年度入学した中学1年生は所持している携帯電話の主流がスマートフォンになっており、驚いている。今までは、高校の入学のお祝いとしてスマートフォンを買ってもらっていたのが、中学校の入学時になっている。夜、親に預けるわけではないので、アプリの使用だけで夜更かしをする。また、無料で会話できるからLINEに加わる。学力、体力、精神力、全てに悪影響を及ぼしており、危機感を感じている。

#### 委員

中学生の現状について、御指摘のとおりだと思う。先日、ツイッターに不適切な写真を掲載したことにより、コンビニエンスストアが閉店に追い込まれたニュースが流れていた。京都でも、映画やドラマの撮影現場を写真に撮り、先にストーリーをインターネット上に流す問題が発生していると聞いている。

一方で、この条例は、強い手立てで何かを規制するための条例ではないように思う。様々な課題をめぐって家庭で時間を持って話し合う、時間をかけて高めていくという、普遍的で総合的な条例であると考えている。その観点から条例の文言を見ると、全てを包摂している文言であると思う。

もう1点、緊急の方策という表現について、6月に成立したいじめ防止対策推進法に「重大事態への対処」という文言が記載されている。憲章制定時の委員が想定していたことは、この「重大事態への対処」という文言が意味するものだったのではないか。行政が規制するのではなく、市民を含め皆が連携しながら予防的観点から7つの課題について力を合わせて主体的に対処していこうという次元での憲章の実践に関する緊急の対策であったのかと思う。

#### 会長

それでは、次に「4 親支援のための取組」について、御意見や御質問はいかがか。

#### 委員

親を支援する立場として、ワーク・ライフ・バランスが課題になっているが、父親も家庭作りに参加できるような職場環境作りについて、事業者に協力を求める観点もいるのではないか。また、食育と子どもの生活環境作りに関する保護者への指導という点も追加できればよいと思う。

#### 委員

「核家族化の進行～」との記述について、40年～50年前から言われていることであり、これを理由にすると、説得力がないように思う。また、子育ての孤立化はよく感じると思うが、「地域・家庭の養育力の低下」とは証明されたことなのか。どう証明するのか難しいことであるが、京都において地域の養育力は低下しているのか、低下していないのか、具体的な根拠が欲しい。根拠がないにもかかわらず当たり前のことのように課題設定するのは、あまりよい対策が生まれないと思う。慎重に考えるべき。地域によっては養育力が下がっていると思うが、一方、地域によっては養育力が高まっているような実態ではないかと感じている。ひとり親家庭はかなり増えているが、困難な時代。ひとり親家庭をめぐる問題と一般的に安定した家庭をめぐる問題の背景は少し異なるように思う。実態を踏まえ、条例の中にそういうことを盛り込んでしまうのか議論をいただけたらと思う。

#### 事務局

委員御指摘の「核家族化の進行」「地域・家庭の養育力の低下」との文言については、表現を再度検討したい。

長年子育て支援に関わっておられる施設や団体の関係者からは、「これまでであれば、祖父母や地域で継承されていた子育て文化が継承されにくくなっている」「保護者の在り方が随分変わってきた」と聞く。そうしたことは、いろいろなところで起こっていると思う。具体的な根拠について数値等でお示しすることができるかどうかはわからないが、どのようなことができるか検討してまいりたい。

#### 委員

家庭の養育力の低下について、家庭の養育力が低下していることに気付いてない保護者が多い。共働きの生活が普通になっている中で、正しいことかどうかかわからないが、早く子どもを保育園に預けることがよいこととされており、皆が早く預ける傾向があるのではないかと。何をもって養育力の低下というのか、そこに気付かないと一歩が踏み出せないで、保護者に気付いてもらう必要があると思う。

#### 委員

孤立化について、京都子育てネットワークでは、4・5年前に、児童館で3,000人の保護者にアンケートを取った。その結果、昔に比べて、出かける場所は増えており、外出する機会は増加しているが、お母さんに問題があった時に解決したか、相談をしたかという項目で、できていないとの回答が非常に多い。出かける場所が増えたにもかかわらず、親の孤立感が高まっている。最近の親が子どもに接する姿を見ると、言葉掛けが不十分であるなど、昔に比べて子育てに関する様々な情報がインターネットで得られる環境にある一方で、情報を自分のものとして活用できていないと感じている。

会長

条例の見直しについて、親育ちの機会の提供及び利用に関して義務付けを行うかどうか、このような視点が例示されているが、御意見や御質問はいかがか。

副会長

条例の見直しに係る検討について2つ例示されている。1点目は、育ち学ぶ施設の設置者に対して親育ちの機会の提供を義務化すること。2点目は、保護者に対してその親育ちの機会の利用を義務化すること。個人的には、育ち学ぶ施設の設置者に親育ちの機会の提供を義務化するについては理解できるが、保護者が利用することを義務化することがどうも理解できない。保護者の心境を考えても、また子育てに関する保護者の権利の観点から見ても疑問に感じる。義務化について議論していくことは良いと思うので、皆様の御意見をお聞かせいただきたい。

委員

私も同じ意見。育ち学ぶ施設の設置者に対しての義務化は容易なことだと思うが、保護者に対しての義務化はどのようにしたらよいのか疑問がある。私立幼稚協会では、幼稚園に通う児童の保護者は比較的共働き世帯が少ないので、セミナーを開催しても参加者が多いが、2年ほど前に人づくり21世紀委員会で、小学校での保護者トークを企画したが、十数名ぐらいしか集まらないこともあった。共働きの世帯の保護者の方がセミナーに参加するのは、職場の協力がなければ困難であるので、企業に協力してもらえるような施策を実施する必要があると思う。

委員

御指摘のとおりだと思う。一方、大手企業では可能であっても、中小零細企業がどういった形で取り組むことができるのか、困難な課題もある。可能な範囲から取組を進め、困難な部分は行政が支援することが必要だと思う。

委員

学校で「ほっこり子育て広場」を実施した経験からお話すると、PTA役員を通じて人を集めていただいても、400人弱の規模の学校で30人集まったら多く集まったと感じる。携帯電話市民インストラクターにお話ししていただく機会を設定しても参加者が本当に少ない。育ち学ぶ施設の設置者に対して親育ちの機会の提供が義務付けられた場合、共働きの保護者が多い状況の中で、どのような取組をしたら参加していただけるのかということ悩むことになる。子どもたちの状況を見ると、小学校高学年の児童でもスマートフォンを持ち始めている。危険が迫っていることを、是非、保護者に知ってもらいたいと、案内文も工夫しながらお伝えしているが参加者が集まらない。土曜・日曜の授業参観に併せて実施すると参加者が少し増えるが、子ども向けの授業の中で、親の責任において買い与えないといけないというメッセージがなかなか伝わりにくい状況にある。伝えたいが、来ていただけない。その部分をどのよう

に取り組めばよいのか苦心しているが、参加を義務化することは不可能だと思う。親育ちを目指しての仕組みをどのように考えていけばよいのか、企業・経営者としての思いも理解でき、難しいところだと日々感じている。

## (2) 「市民公聴会及び市民フォーラムの開催等について

事務局

(資料5に沿って、市民公聴会及び市民フォーラム等について説明)

会長

御意見や御質問はいかがか。なければ、市民フォーラムについては、現在の案で準備を進めさせていただく。

以上で本日の推進協議会を閉会する。